

令和8年度の『花南のまちづくり』に向けて始動

地域のことは、その地域に住む住民が知恵を出し合い自分たちの手で築いていく、住民主体のまちづくりを推進する母体として、花南地区コミュニティ会議が平成19年(2007年)5月、発足しました。

これまで、宮沢賢治ゆかりの地である花南地区に暮らす私たちは、「賢治の心が息づくハートフル花南」を合言葉に、安全で住みよい生活環境の実現や、住民どうしが交流を深め相互に思いやりの心を養う、「結い社会」の復活をめざし様々な取り組みを進めて参りました。

これらの取り組みは、花南地区コミュニティ会議の専門委員さんが中心となり事業や行事を企画し運営を担っています。この専門委員は、自治会長や行政区長、花南地区の各種団体の代表者のほか、まちづくりに関心がある方などにより構成されています。花南地区コミュニティ会議の取り組みは、花南地区に住んでいる皆さんの「参画と協働」により行われることを基本にしており、まさに住民主体のまちづくりです。



事業計画等を協議する各部会の専門委員

令和8年全体役員会を開催

花南地区コミュニティ会議は、令和8年度の「花南のまちづくり」に向けて全体役員会を3月7日、花南振興センターで開催しました。

コミュニティ会議の5つの専門部会は、2月に部会に所属する専門委員が集まり、令和7年度の振り返りと令和8年度の事業計画について話し合いました。その内容をもとにコミュニティ会議三役(会長、副会長、事務局長)と各専門部会から代表2名が出席する全体役員会が開催され、令和8年度の事業計画と収支予算案を取りまとめました。

話し合われた事業計画と収支予算案については、3月20日に開催される花南地区コミュニティ会議令和8年第1回総会において審議、決定されます。

令和8年花南地区コミュニティ会議総会のお知らせ

第1回総会

日時 令和8年3月20日(金) 春分の日
午前10時より
会場 花南振興センター第2会議室
議題
・令和7年度予算の補正について
・令和8年度事業計画及び収支予算について
・役員を選任について
対象 各自治会の代議員3名

第2回総会

日時 令和8年4月25日(土)
午前10時より
会場 花南振興センター第2会議室
議題
・令和7年度事業報告及び収支決算について
対象 各自治会の代議員3名

早春の自然観察会「カタクリとミズバショウの群生地めぐり」

～秋田県田沢湖・西木町・刺巻湿原～

コミュニティ会議の教育文化部会では早春の自然観察会の参加者を募集します。

昨年に引き続き、秋田県田沢湖周辺で雪国に春を告げるカタクリとミズバショウの群生地を観察します。昨年はカタクリの開花が例年より遅れたことと、雨風ヒョウと荒れた天候であったことから思うような自然観察が出来なかったため再チャレンジします。

カタクリが群生するのは西木町。特産品の西明寺栗の栗林に広がるカタクリの群生は規模、密生度ともに国内随一といわれ薄紫色の絨毯を敷きつめたような光景が広がります。

ミズバショウが群生するのは刺巻湿原。湿原に整備された木道から水の流れに咲く純白の花を観察します。田沢湖をぐるりと回り里山に咲く花々をめめでみませんか。



○場所 秋田県 田沢湖、西木町、刺巻湿原

○期日 4月21日(火)

○定員 20人(先着順)

※山の斜面に広がる栗園を散策しますので
体力や足腰、健康状態に不安のない方

○会費 500円(入園料等)

○受付 3月25日(水)午前9時より
花南振興センター窓口に直接もしくはお電話でお申し込みください。

申込電話番号 24-4415

○日程 9:00 振興センター出発

11:00 刺巻湿原

ミズバショウの観察と散策

12:00 田沢湖たつこ像(昼食)

13:30 西木町かたくり群生の郷

カタクリの観察と散策

16:30 振興センター着予定

■桜町駐在所からのお知らせ

入学期の交通事故防止

～子どもを交通事故から守りましょう～

新入学期は通学に慣れていない児童の交通事故が心配されます。保護者や地域の皆さんは交通ルールを守り、子どもの模範となるよう大人が手本を見せましょう。

～保護者や地域の皆さんへ～

○通学路など、子どもが歩く道路と一緒に歩いて危険な場所と一緒に確認しましょう。

○子どもと同じ目線で考え、具体的に何回も指導しましょう。

○道路を渡るときは、横断歩道や歩道橋を利用させましょう。

○横断前に必ず「止まる」、左右を「見る」、車が近くに来ているときは通り過ぎるまで「待つ」ことと、「手を上げて横断する」ことを習慣付けさせましょう。

○青信号でも安全確認を忘れないように教えましょう



■花巻消防本部からのお知らせ

林野火災注意報・警報について

空気が乾燥し火災が発生しやすい季節です。近年の大規模林野火災を受け、令和8年1月より林野火災注意報・警報の運用が始まりました。林野火災の予防上、注意を要する気象状況になった際には林野火災注意報・警報が発令され、花巻市火災予防条例の規定により、以下の「火の使用の制限」がかかります。制限の範囲は花巻市全域です。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

＜火の使用の制限＞

- 1 山林、原野等において火入れをしないこと
- 2 煙火を消費しないこと
- 3 屋外において火遊び又はたき火をしないこと
- 4 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃性の付近で喫煙しないこと
- 5 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて市長が指定した区域内において喫煙しないこと
- 6 残火(たばこの吸殻を含む)、取灰(かまどや薪ストーブ等から取り出した灰)又は火の粉を始末すること